

まちナカコミュニティ 西荻みなみ 規約

制定：平成30年9月28日

第1章 総則

(名称)

第1条 本会は、「まちナカコミュニティ 西荻みなみ」と称する。

(事務所)

第2条) 事務所を杉並区西荻南2丁目28-14に置く。

(会の構成員)

第3条 本会は、個人、法人及び団体で、会の目的に賛同するもので組織する。

(会の活動)

第4条 本会は一切の政治、宗教活動及び反社会的勢力には関係しない。

第2章 目的及び事業

(目的)

第5条 本会は、事務所を拠点とし、西荻南地域の多世代交流の場、地域活動発展の場として活用し、「幸せな暮らしと、安全・安心で快適なまちづくり」のため、地域の親睦を図りつつ地域課題解決に向けて学び合い協力し合える関係を創造し、実践していく事を目的とする。

(事業)

第6条 前条の目的を達成するために次の事業を行う。

1. コミュニティサロンの開設と運営に関する事
2. 地域課題や協力体制構築のための学びや実践に関する事
3. 杉並区や西荻南地域情報の発信と情報の交換に関する事
4. 公共及び地域諸事業への協力に関する事
5. 事務所スペースの活用に関する事
6. その他本会の目的に付帯又は関連する一切の事業

第3章 会員

(会員)

第7条 本会の会員とは正会員、賛助会員、特別会員をいう。

1. 正会員とは、所定の会費を支払い、会の運営に携わる者
2. 賛助会員とは、会の目的に賛同し、会費を支払った者
3. 特別会員とは、法人や団体を言う

(入会)

第8条 会員として入会する者は、入会申込書を代表に提出し、理事会の承認を得るものとする。

(退会)

第9条 退会については次の通りとする。

1. 会員は退会届を代表に提出して、任意に退会することが出来る
2. 会員が次の各号のいずれかに該当する時は、退会した者とみなす
 - (1) 本人が死亡したとき
 - (2) 法人、団体が消滅したとき
 - (3) 会費を1年以上納入しないとき

第4章 役員

(役員)

第10条 本会に次の役員を置く。

1. 代表 1名
2. 副代表 若干名
3. 常任理事 若干名
4. 会計監査 1～2名

(選任等)

第11条 役員を選任等については次の通りとする。

1. 常任理事、会計監査は総会において選任する
2. 代表は、常任理事会で互選し、総会の承認を得る
3. 副代表は、常任理事の中より代表が委嘱し、総会に報告する

(役員の仕事)

第12条 役員の仕事は次の通りとする。

1. 代表は、本会を代表し会務を統括する
2. 副代表は、代表を補佐し、代表に事故或るとき又は代表がかけたときは、代表があらかじめ指名した順序によって会務を代行する
3. 常任理事は、常任理事会を構成し、この規約の定め、及び総会又は常任理事会の議決に基づき本会の業務を執行する
4. 監査は会計を監査する

(役員のお金・任期)

第13条 役員のお金、任期については次の通りとする。

1. 役員は無報酬とし、任期は2年とする。但し、再任を妨げない
2. 補欠のため又は増員により就任した役員の仕事は、それぞれの前任者又は現任者の仕事の残存期間とする

(役員のお解任)

第14条 役員が次の各号のいずれかに該当するときは、総会の議決により、これを解任することが出来る。

1. 規約に違反したとき又は、本会の名誉を傷つける行為をしたとき
2. 心身の故障により、仕事の遂行に耐えられないと認められるとき

第5章 組織

(組織)

第15条 本会に次の組織を置く。

1. 事務局 事務局担当理事が統括し、代表理事が委託した者が担当する
2. 常任理事会 代表理事が統括し、常任理事、監事及び参考人として代表が招請した者で構成する
原則月1回開催する 但し、参考人は議決権を有しない
3. 戦略会議 企画担当理事が統括し、常任理事会メンバーと各担当責任者(下記4項)及び企画担当理事が招請した者で構成し、原則月1回招請する
4. 実行委員会 第6条本会の事業を遂行するため代表理事が委任した担当責任者(担当別コーディネーター)の基、代表理事が委託した者により構成し、開催回数は担当責任者に委ねる

第6章 会議

第16条 本会の会議は次の通りとし代表が招集する。

1. 総会は正会員を以って構成し、毎年1回5月に開催する 但し、必要に応じて臨時総会を開催することが出来る
2. 総会の議長は出席した正会員の中から選出する
3. 総会は次の事項を審議決定する
 - (1)事業計画及び予算、決算に関すること
 - (2)役員を選任又は解任に関すること
 - (3)規則に関すること
 - (4)その他本会の会務運営上重要な事項
4. 総会は正会員(委任状含む)の2分の1以上の出席を以って成立し、議決は出席正会員の多数を以って決し、両者同数の場合は議長の決するところによる
5. 常任理事会は、代表理事が議長を努め次の事項を審議、議決する
 - (1)総会に付議すべき事項
 - (2)総会の議決した事項の執行に関する事項
 - (3)その他総会の議決を要しない業務の執行に関する事項
6. 戦略会議は、企画担当理事が議長を努め、当会の目的に沿って事業の企画、運営案の策定と施行結果評価を常任理事会に提出する
7. 実行委員会会議は、各事業の担当責任者が議長を努め、戦略会議の方針に沿って、個々の事業計画を策定し、実施結果評価を戦略会議に提出する。
8. その他当会の事務、事務所運営に関わる会議は事務局長が統括し、審議結果を戦略会議及び常任理事会に提出する

(総会議事録)

第17条 総会の議事については議事録を作成する。

第7章 会計

(会計)

第18条 本会の運営に関わる費用は、会費とその他の収入を以って充てる。

1. 正会員の会費は年間1万円とする
2. 賛助会費は年間一口2,000円とし、口数は一口以上とする
3. 特別会員は、それぞれの任意の寄付者及び当会と別途経費負担の協力協定を結んだ者を言う
4. 本会の事務所スペース(レンタルスペース)の利用料(賃料負担分+光熱費)は、別途細則2西荻みなみ利用規約による
5. 本会主催、及び諸団体機関との共催、他の事業収入
6. 本会のスペース整備及び運営に必要なとき、総会の議決により出資金(借入金)を募ることが出来る
別途細則1出資金(借入金)参照
7. その他 寄付金他

(会計年度)

第19条 本会の会計年度は毎年4月1日に始まり3月31日に終わる

第8章 雑則

第20条 本会規約施行のために必要な細則は総会の議決を経て代表が定める。

(規約の改廃)

第21条 この規約の改廃については、総会において出席者(委任状含む)3分の2以上の賛成を必要とする。

附則 1. 本規則は平成30年9月28日より実施する。

2. 本会の初年度の会計対象期間は、平成30年10月1日より平成31年3月31日までとする。

但し、本会設立準備期間平成30年4月6日より平成30年9月30日までに発生した出資金を含む収支結果を
本会初年度の会計に引き継ぐ

以上

以下 余白